

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ①いじめの定義・・・法で定められた定義であり、国と同一とする。

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ②いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。共に支えあって社会を形成し、支えあう中で個性を発揮しより良い社会を築いていく存在である。その子どもたちの健やかな成長にとっていじめは大きな阻害要因と言える。また、将来への希望を失わせるなどの深刻な影響を与えるものである。いじめは日本の社会にとっても大きな弊害であり、従っていじめを根絶することは学校の（あるいは社会全体の）使命であるといえよう。

いじめに関するアンケート調査等からも、一部ではあるが「いやなことを言われた」「無視された」「ぶたれた」等々程度の問題はあるにせよ、いじめの定義に該当するようなことはないとは言いきれず、いじめは本校においても存在を否定できない。いじめはすでに存在しているかもしれないという認識に立っていじめ防止を考えていく必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ・いじめは本校にあっても、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会、学校風土の構築、実現に努める。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ①委員会の構成員

専門委員会の中に「いじめ防止対策委員会（人権教育推進部会・児童指導部会）」を設置する。組織のメンバーは、校内では校長・副校長・児童支援専任・人権教育推進部員・児童指導部員・養護教諭の他、場合によっては校外から保護者代表（PTA役員）・地域代表（自治会代表・文化スポーツクラブ代表・民生児童委員代表等）を含むとする。

### ②委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月一回、定期的開催する。また、いじめの疑いや児童、保護者からの申し出があった場合には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、協議をする。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進

抄の管理を行う。

### ③委員会の活動内容

#### ○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者に周知する。

#### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ基本方針の見直しを行う。

### 3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

#### ①いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえて、

- ・人権教育の推進（だれもが 安心して 豊かに）
- ・道徳教育の推進
- ・特別活動の推進（集団づくり・・・学級づくり・・・）
- ・YPアセスメント・プログラムの活用

#### ②いじめの早期発見・・・

いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ・授業づくり、集団作りの具体的な指針
- ・子どもたちの主体的な取組への支援内容  
（児童会等・・・あいさつ運動等々）
- ・定期的なアンケートの実施  
6月（本校独自）11月（一斉調査）※個人面談とタイアップ
- ・定期的な教育相談の実施計画  
4月、7月、12月の個人面談。月2回のスクールカウンセラーによる教育相談。
- ・情報モラル教育の推進

### ③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

- ・組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会）
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

### ④いじめの解消

いじめの解消の条件…少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

### ⑤研修等の実施

- ・児童生徒理解研修を推進する。
- ・「いじめ」根絶横浜メソッドを活用した研修を行う。

### ⑥まち懇、学校・家庭・地域連携事業等の活用

(いじめの問題を保護者、地域等と共有して対応)

### ⑦取り組みの年間計画

	主な行事	いじめ防止及び早期発見のための取組
4月	入学式・1年生を迎える会 運動会児童係打ち合わせ（5回） 個人面談	・学年集会 ・学級集会（2回）
5月	なかよし班スタートの会 3・4年遠足、1・2年遠足 開港記念式	・学級集会（1回）
6月	新井オリンピック（運動会） 水泳学習 国際平和スピーチコンテスト	・学級集会（2回） ・スクールカウンセラー（2回） ・「(校内) いじめ実態調査1回目」 ・YPアセスメント1回目調査 ・YPアセスメント・プログラムの活用（～3月） ・校内国際平和スピーチ ・職員研修（いじめ対策） ・なかよし班で遊ぼう（隔週、中休み～9月）
7月	個人面談 6年修学旅行・夏季水泳教室	・千丸台保育園との交流【5年】・なかよし班で遊ぼう ・スクールカウンセラー（2回）
9月		・学級集会（2回） ・スクールカウンセラー（2回） ・「手話・点字」福祉体験【4年】 ・なかよし班で遊ぼう（隔週、中休み～9月） ・なかよし班であいさつ活動

10月	前期終業式、後期始業式 読書週間 学校を開く週間、1日授業参観 6年体育大会	・学級集会（2回） ・スクールカウンセラー（2回） ・千丸台保育園との交流【5年】 ・なかよし班であいさつ活動
11月	4・5年体験学習 3年区音楽会 新井ミュージックフェスタ 縦割り地域清掃	・学級集会（1回） ・スクールカウンセラー（2回） ・上菅田ケアプラザとの交流【2年】 ・「車椅子 ・高齢者疑似」福祉体験【6年】 ・ライフモア保土ヶ谷との交流【3年】 ・YPアセスメント2回目調査 ・「いじめ実態調査2回目（横浜市一斉調査）」 ・なかよし班であいさつ活動
12月	5年球技大会 人権週間 個人面談	・学級集会（1回） ・スクールカウンセラー（2回）
1月	校内書写展 給食週間	・学級集会（2回） ・スクールカウンセラー（1回） ・地域の方との「昔遊び」体験【1年】
2月	市学力・学習状況調査	・学級集会（1回） ・スクールカウンセラー（2回） ・「(校内) いじめ実態調査3回目」 ・千丸台保育園との交流【5年】
3月	6年生ありがとうの会 卒業証書授与式 修了式	・学級集会（1回） ・スクールカウンセラー（2回）

※毎月の職員会議の中で「いじめ」根絶横浜メソッドを活用した研修を行う。

#### 4 重大事態への対処について

##### ①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の時間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### ②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。  
児童生徒・保護者への報告

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含め見直しを検討し、措置を講じる。